

令和7年4月1日から



子ども医療費の制度が変わります！

鹿児島県の子ども医療費助成制度が変わることにもない、曾於市の制度も変わります。新しく「子ども医療給付受給資格者証」が発行されます。証書の色は薄紫色です。

○鹿児島県内 … 後日返金 から 窓口負担無し へ

医療機関等の窓口で「子ども医療給付受給資格者証」と健康保険証(マイナンバーカード、資格確認書等)を提示すると、医療費(保険適用分)の自己負担分を支払う必要がなくなります。ただし、食事療養費、予防接種代などの保険診療外の場合は窓口負担が発生します。

○鹿児島県外 … 後日返金 のための 払い戻し申請が必要 に

重要! 都城市・三股町も含まれます！詳細は裏面をご確認ください。

医療機関等の窓口で医療費の自己負担分をお支払いいただき、発行された領収書を用いて各自で払い戻し申請をしてください。

【払い戻し申請の方法】

1 市役所の窓口で直接申請する

「医療機関等が発行した領収書」を持参してください。

2 LINEで画像を送信して申請する

【画像の送信方法】

① 友達登録(初回のみ)

「友達登録用」の申請コードから友達登録をしてください。

② 画像の送信

「医療費申請用」の申請コードから
子ども医療給付受給資格者証 と 領収書
の画像を送信してください。

友達登録用



医療費申請用



【注意事項】

※送信する画像は、できるだけ鮮明なものを使用してください。

※払い戻し申請は、受診月の翌月から6か月以内にお願ひします。

※後日問合せさせていただく場合がありますので、**医療費の払い戻しが確認できるまでは、領収書を大切に保管してください。**

※医療機関等の窓口で「子ども医療給付受給資格者証」を提示しなかった場合は、全て申請が必要になります。

※日本スポーツ振興センター災害給付制度に該当する際は、受給者証は提示しないでください。

【問合せ先】 曾於市 こども未来課 TEL:0986-76-8870



都城市・三股町医療機関受診の際

病院受診の場合

子ども医療給付受給資格者証が使えません。
窓口にて、自己負担分を支払い、発行された領収書を用いて、**各自で払い戻し申請をしてください。**

【払い戻し申請の方法】

- 1 市役所の窓口で直接申請
「医療機関等の領収書」を持参してください。
- 2 LINEでの申請
「医療費申請用」の申請コードから、
子ども医療給付受給資格者証 と 領収書 の
画像を送信してください。

医療費申請用



※これまで曾於市のみ特別に、医療機関から毎月報告書作成のご協力をいただくことで、払い戻しの申請は必要ありませんでしたが、昨今の件数の増加や人手不足、事務の煩雑さ等から、継続ができなくなりました。

お手数をおかけし申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

薬局・歯医者受診の場合

子ども医療給付受給資格者証を提示してください。
今まで通り、受給者証が使用できる場合は、払い戻し申請は必要ありません。
※受給者証が使用できない場合は、上記を参考にし、払い戻し申請をしてください。

